

環境社会配慮助言委員会 第47回 全体会合

日時 平成26年5月9日（金） 14：30～16:41

場所 JICA本部 1階113会議室

（独）国際協力機構

午後2時30分開会

○長瀬 それでは、時間になりましたので、第47回全体会合を始めさせていただきます。

マイクについて注意点を3点申し上げさせていただきます。逐語議事録を作成しております関係で、ご発言される際は必ずマイクを使用してご発言いただきますようお願いいたします。それが1点目。2点目ですけれども、ご発言の際にマイクをオンにし、ご発言が終わりましたらオフにさせていただきますようお願いいたします。2点目です。3点目が、マイクは三、四人に1本程度でのご使用となっておりますので、恐れ入りますが、適宜マイクを回していただくようにご協力いただきますようお願いいたします。以上です。

それでは、村山委員長、よろしくお願いいたします。

○村山委員長 それでは、議事のほうを進めていきたいと思います。

最初が環境レビュー段階のご報告ということで、コスタリカの地熱開発事業の環境レビューになります。それでは、最初にご説明のほうをよろしくお願いいたします。

○藤城 JICA中南米部 中米・カリブ課の藤城と申します。どうぞよろしくお願いいたします。座って失礼させていただきます。

お手元に資料を3点配布させて頂いています。まず最初に、パワーポイントを使ってレビュー方針のご説明を差し上げたいと思います。

まず1枚目のスライド、支援の意義、調査の背景について、コスタリカの電力セクターの状況について記載してございます。需要が高まっていること、コスタリカの政府としては電力の供給力の増強を図る方針であること、コスタリカの特徴としてカーボン・ニュートラルへの配慮・火力利用の低下、水力に依存できない乾季の電源開発に留意する点が挙げられてございます。

次のページにまいりまして支援の意義ですが、コスタリカ政府により策定されている電力開発計画は、火力、風力、水力、バイオマス、そして地熱があり、そのうちの1、2、3が今回の調査対象となっております。

では、引き続きまして、調査の概要のうち調査の目的ですが、地熱資源に富むグアナカステ州において、地熱発電建設を目的とした円借款事業「グアナカステ地熱発電事業」形成のためのF/Sを実施するということで、今回は1ポツ目のボリンケン地区についてです。調査の概要としましては、こちらボリンケン地区では情報収集、資源量の評価であり、あとは新規発電設備及び生産、還元の井戸などで、今回カテゴリは、火力発電セクター（地熱）に該当するためAカテゴリになります。

次のスライドのプロジェクトサイトですが、コスタリカの北部太平洋側、ニカラグアとの国境にありますグアナカステ州のうちのボリンケンが、対象となっております。

最後のスライドですが、審査までのスケジュールのうち、今回は環境レビューの方針説明ということで、現在EIAの許認可の申請をしており、本年10月に許可がおりる

予定になっております。それを踏まえまして来年1月から3月ぐらい、2015年の第1クウォーターに審査を行いたいと考えております。

では、引き続きまして2つ目の資料、助言の対応表のご説明を差し上げたいと思います。多くの助言ありがとうございました。特に助言の1と4を中心にご説明を差し上げたいと思います。

助言1については、モニタリングの結果、不適合が発見された場合の対応を含めた環境マネジメントの手順を、そのままファイナルレポートに追記させていただきました。

2つ目は、パイプラインについても送電線やアクセス道路と同様の扱いとし、施設の一部としてスコーピング案に明記するとともに、スコーピングを行った結果をファイナルレポートに記載し、こちら4カ所、6.4、6.5.9、6.6、ページをめくりまして6.7の4点について、それぞれご指摘いただいた点を反映させるべく記載いたしました。

引き続きまして環境配慮のコメント3、工事中及び供用中の鳥類に対する影響が少ないと評価した具体的な理由を、ファイナルレポートに記述し、こちらのほうは6.5.4、動植物、生物多様性（4）に、以下のような追記をさせていただいております。

コメント4、エネルギーの確保と環境保全を両立させ、開発と保全のモデルとして積極的に国民の教育にも用いていく観点から、プロジェクト地区に隣接する国立公園の現状を評価し、国立公園との連携の可能性について検討することについては、今回、対象がRincon de la Vieja国立公園ですが、現状は、外国人の観光客が多く85%を占め、年間6万人、2つの入り口でラス・パイラス側のほうから5万7,000人、トレスミル側からは約3,000人で、1日当たり多い日では300人から350人と、道路を整備すると更に増加が見込まれますので、国立公園との連携の可能性についても、エコツーリズムのプログラムですとか調査データの提供について、記載をさせていただいております。

5番ですが、本事業の実施において必要とされる土地は、ボリンケンホテル、ブエナビスタホテルの所有地の一部を取得する予定であることを、ファイナルレポートに記載することを、6.1.5に記載させていただいております。

引き続きまして6、地域経済への影響評価では、以下の対策を検討しファイナルレポートに記載しています。1つ目が、自然資源の観光への活用について、エコツーリズムの促進、地域製品の販売促進などを通じて、プロジェクトの開発効果が期待できるような具体的な対策を検討すること、2つ目が、自然資源の観光への活用に当たっては、地域住民などのステークホルダーと協力して進めることというこの2点につきまして、6.5.1に追記させていただきました。

最後、7番のコメントですが、既に行われたステークホルダー協議の内容について、質問とコメントに対応した対策案を、明確にファイナルレポートに記載することと、こちら「6.9.4対象コミュニティステークホルダー協議への対応」に追加させていただきました。

最後の資料、環境レビュー方針はA3の横紙になりますが、こちらの下環境レビュ

一方針について1列目、全般的事項、実施体制としまして、ラス・パイラスIIを所管するプロジェクト・マネジメント・ユニットの組織構成、職員数、配置時期を確認いたします。モニタリングにつきましては、いただきました助言の1も反映させる形で、工事中及び供用後のモニタリングの項目、環境モニタリングの計画内容、本機構へのモニタリング結果の報告体制、モニタリングの結果、不適合が発見された場合の対応を含めた環境マネジメントの手順及び、モニタリング結果の公開方法などについて確認することを記載させていただいております。

公害関連、2列目ですが、実施機関が、騒音、振動、水質、廃棄物管理などの影響に対する緩和策、モニタリングを実施する体制を明確にし、それらが確実に実施されることを確認いたします。

自然環境につきましては、実施機関が、動植物への影響に対する緩和策、モニタリングを実施する体制を明確にし、それらが確実に実施されることを確認いたします。もう一つの点としまして助言4を織りまぜる形で、エネルギーの確保と環境保全を両立させ、開発と保全のモデルとして積極的に国民の教育にも用いていく観点から、プロジェクト地区に隣接する国立公園の現状（管理能力、予算、集客力など）を評価し、国立公園との連携の可能性について検討されていることを確認いたします。

最後に、社会環境、ホテル2軒からの用地取得が、同国の国内法及びJICAガイドラインに沿ったものであることを確認するとともに、スケジュールを確認するという内容で臨みたいと考えております。

説明のほうは以上になります。ありがとうございました。

○村山委員長 ありがとうございました。

それでは、今のご報告に対して何かご質問あるいはご意見ありますでしょうか。

鋤柄委員、どうぞ。

○鋤柄委員 1点確認なんですけれども、最後のA3の資料の上の欄になってしまいますが、社会環境の観光・経済のところに、地熱ロードを整備する予定という記述がございまして、これに関しましては、エコツーリズム等々に活用するという助言対応表での対応がございすけれども、この地熱ロードというのは、この事業の中で整備するというのでよろしいのでしょうか。国立公園で別途整備するとかではなくて、この事業の一部として整備される施設といいますか、そういうものでしょうか。

○藤城 本体事業の中で対応する予定としております。

○村山委員長 ほかにいかがでしょうか。特にワーキングで参加された委員の方は特によろしいですか。

もし特にないようでしたらご報告を受けたということにしたいと思いますが、よろしいですか。

柳委員、どうぞ。

○柳委員 1つ確認なんですけれども、生産井をちゃんと掘り当ててそれがコントロールで

きるかどうかというのは、地熱発電では特に難しい問題なのだと思います。コントロールできないということは日本でもあるのですけれども、そのときはそれを放棄しなければいけないというので、新しい生産井を、また掘らなければいけないということが課題としてあると思うのですけれども、そのときの対応はどのようにお考えになっていますでしょうか。

○藤城 今回の案件における試掘の部分はISE側、相手国カウンターパート機関が主体となって実施しますが、その評価については、まだコスタリカでは十分な技術が確立していませんので、本体事業に先立つ形で技術支援を入れるべく今準備を進めているところでございます。ですので、日本の技術で評価を行い、だめなものについては再度掘るというような対応をすべく準備している次第です。

○村山委員長 よろしいでしょうか。

ほかに特になければ、この案件についてはこの形でご報告いただいたということにしたいと思います。

それで、これについては今後ワーキングを開いて議論するかどうかを決める必要がありますか。

○長瀬 いえ、先ほどのスライドにもありましたけれども、ドラフトファイナルまで助言確定いただいております。環境レビューをこういった形で進めさせていただきますという形ですので、今後淡々とEIA承認とかそういった手続を経て、環境レビューのほうへ進めさせていただきたいと思っております。

○村山委員長 ということです。よろしいでしょうか。

それでは、最初の議案についてはこれで終わりにしたいと思います。どうもありがとうございました。

続いて、助言対応結果の報告ということで、こちらはミャンマーの経済特別区の開発事業になります。それでは、準備ができましたらご説明のほうをよろしくお願いいたします。

○竹内 民間連携事業部 海外投融資第一課の竹内と申します。ティラワ経済特別区（Class A区域）開発事業の環境レビュー結果についてご報告申し上げます。お手元のペーパー及びこのスクリーンの紙をご覧くださいと思います。順番にまいりたいと思います。

まず1番目の助言でございます。2013年1月にミャンマー政府が住民に対して退去等を求めたとあると、こうした事態がティラワの他の区域で繰り返される懸念があるので再発防止策を確認することと、こちらの確認の結果でございますが、ティラワ経済特別区の他の区域、2,000ヘクタール区域というふうに呼ばれていますけれども、こちらについて今後、住民移転計画を策定するに当たって、Class A区域事業と同様の早期開発区域と同様に国際基準に基づいて手続を進めることを、ミャンマー政府との間で確認しております。また引き続きJICAとしましても、そういった取り組みの支援を行

っていくということでございます。

2点目でございます。ほとんどの環境配慮（供用開始後）は、各テナントで対応するようになっている。テナントがそれぞれの工場について実施するEIAは、どのような手続で誰が審査をするのか、さらに適切な審査を担保する手段があるのか確認すること、こちらに関しましては、EIAにつきましては、これは本事業のEIAです。Class A区域開発事業のEIAについては、2012年に環境保護法が施行され、ティラワ経済特別区、この事業のEIAについては、環境保全森林省が審査を行いました。今後この事業の中で入居してくる企業のテナントが作成するEIA、IEEに関しましては、現在、環境保全森林省が環境影響評価のための手続法案を策定中、これは2014年度中に施行予定というふうに聞いておりますが、この同法案の中でEIA策定が求められる基準というものが掲載されて、この省の環境保全局がEIA、IEEの審査を行うということ、今そういった方向で検討がなされていると認識しております。また、この省に関しましては、現在ADBが技術ガイドラインの整備などの技術支援を実施中ということも確認してございます。

3点目、EIAのスコーピングにおける環境社会面の、非自発的住民移転から少数民族までの6項目について、C評価（影響不明）とすることは適当ではない。環境レビューにおいて確認することということでございます。こちらの6項目につきましては、別紙1に確認しています。これは4番目とも関連しますので先に読んでしまいますけれども、EIAのスコーピングにおいては、環境影響の項目の貧困並びに生計について環境レビューにおいて確認することという4番目の助言について、こちらも別紙1のとおり確認したということになっていますので、あわせて別紙1のほうをご覧くださいいただければと思うんですが、こちらに非自発的住民移転、被害と便益の分配、地域における利害の対立、ジェンダー、子供の権利、少数民族・先住民族、貧困層、生計への影響というところで、私どもとして影響評価を行ってございます。左側が工事中、右側が供用時ということでございます。評価としましてはこちらに書いているとおりでございます。こちらはまだご覧いただければと思います。

本文のほうに戻らせていただきます。最初のページ、5番目でございます。産業廃棄物及び排水の処理について、各テナントと開発業者の役割分担を明確にすることということでございます。こちらの確認結果ですが、汚染者負担の原則に基づいて、テナントの工場から発生した廃棄物は、各テナントの責任で処理が行われる予定であることを確認しております。また、排水に関しましては、重金属、油分、あと有害物質などは、各テナントが整備する排水処理施設によって1次処理を行うということが義務づけられて、1次処理後の排水については、工業団地の共同事業会社が整備する集中排水処理施設によってBOD、COD、SS等が処理される、2次処理がなされることを確認しております。

6番目でございます。Class A区域だけではなく、ティラワ経済特別区全体を対象と

する総合的な環境管理体制の確立を提案することという助言を、いただいている点ですが、こちらはティラワ経済特別区全体の総合的な環境管理体制について、今後ティラワ経済特別区の他の区域、こちらは2,000ヘクタール区域というふうに呼んでおりますけれども、こちらの開発計画が今後策定されていく予定でございまして、同計画とともにそういった体制についても検討されていく予定であることを確認しております。引き続きそういった管理体制の動向については、モニタリングしていきたいというふうに考えております。

7番目でございます。供用時の産業廃棄物の再利用可能性を現地技術面・需要面から見極めた上で、既存の最終処分場が中長期的に適切なキャパシティーを確保し得るか確認することという点でございます。こちらにつきましては、タンテービンでありますとかダウェーチャウンですとかそういったところに最終処分場があって、中長期的な需要に対応できるキャパシティーがあるということを確認いたしました。ただ、今後ヤンゴン都市圏において産業開発が進展した場合に、キャパシティー強化が今後必要になってくる可能性があります。ここはよく状況をモニターしていく必要があると考えています。また、産業廃棄物処理のニーズが高まってくれば、民間事業者の参入可能性というのもあると考えていまして、ライセンスを所有するような民間の産業廃棄物業者への委託というのも、選択肢の一つになると理解してございます。

8番目でございます。就業機会向上のための職業訓練に関して、非自発的移転住民の農地取得の意向を環境レビューにおいて確認することという点でございます。こちらについては、住民協議プロセスにおいては、ミャンマー政府から住居に関しては代替地の提供を行うことができるが、農地については十分な面積がなく、金銭での補償・支援額の供与となるとの説明を受けて住民の方々は、最終的に受け入れて合意したものと認識しております。ただ、ミャンマー政府は、就業機会向上に係る職業訓練等に関して移転住民の意向を聴取するために、まずは2013年12月から1月にかけて3回ワークショップというものを開催しまして、また、ワークショップに参加しなかった世帯についても世帯訪問、電話で、また電話が通じず現在の居住先が掴めない世帯については、親戚などを通じてワークショップの内容を説明して、聞き取り調査を実施したと認識しています。冒頭述べたようなプロセスを経てきて最終的な合意に至ったというようなところもあるということです。住民の方々からは意見聴取の場において農地取得に対する意向というのは特段確認はされなかったと、ティラワSEZ内の雇用等について要望等が確認されていると認識してございます。

9点目でございます。農民が長期的に生計手段の改善、少なくとも回復を図るための最善策は、同等程度の生産力の農地の提供である。本事業では農地の提供を行うことが無理とのことだが、再度不可能かどうか確認することという点でございます。こちらは、ティラワ周辺地域の農地としての代替地提供の可能性を改めて確認いたしました。ただ、ティラワ周辺を含めてヤンゴン都市部の開発が今急速に進んでいるという

状況がありまして、近隣での代替農地の提供が困難であるということが確認されております。ミャンマー政府は、農地での耕作を継続することが困難な住民に対しましては、作物の種類・生産高に応じて支援費を提供するとともに、新たな生計手段を獲得してもらうべく生計回復支援を実施しております。また、この5月にJICA専門家が確認したところ、移転対象となった農家が32世帯ございましたが、このうち23世帯の状況が確認されまして、その中で今現在は17世帯が就労していると、2世帯が求職していると、あと4世帯はリタイアされて年金、親族のサポートで生活しているということが確認されております。

10番目でございます。補償の根拠を公平に示すために、各々の補償項目について具体的な再取得価格、市場価格等の調査結果、また、補償額の算出方法等の根拠を確認して公に示すことという助言をいただいております。こちらは別添2のほうに確認結果のほうを記させていただいております。こちらを順にご覧いただければと思うんですが、損失資産に対する支援ということで1.があって、その中で固定資産、移動資産ですね。家屋、他の構造物、大型家畜、農耕器具、それぞれに対する算定根拠を確認した結果がこちらに書かれております。また、生計に対する支援につきましても土地ベースの収入、水稻、野菜、立木、家畜でございます。土地によらない収入については、賃金収入者に対してはどういった考え方かと、あと移転に対する支援として移転費用、通勤費、通学費、あと移転協力費、最後に社会的弱者に対する支援というところのそれぞれの考え方、そして単価について、確認結果をこちらに記させていただいております。

また本文のほうに戻りまして11番目の点でございます。農業と日雇い労働では、土地収用により受ける生計手段への影響の程度の相違があることを確認し、移転後の評価を行う際に必要となるベースライン・データについて、生計手段別に整理することというご助言をいただいております。これに対しては、ミャンマー政府では移転前の世帯ごとの収入・支出データを、専業農家、兼業農家、農家以外、あと世帯内勤労者が1名の場合と、あと4番目は2名以上の場合、これに分けて整理しているということを確認いたしました。このデータをもとに今後、生計回復状況をモニタリングしていく予定であるということを確認しております。

12番目です。移転前から職業訓練等のしかるべき準備を開始すべき。また、移転後、代替の生計手段が確立するまでの移行期間中の補償・支援策についても検討すること、こちらについては、移転前に詳細な生計回復支援の計画が立案されているのが、理想的だったと思っているんですが、ただ、補償・支援案を協議していた当時は、ミャンマー政府が住民と生計回復支援の内容について相談しても、補償・支援額に関心が行ってしまって議論ができなかったという状況があったと、そういった状況もあったということは承知していただきまして、現実にはなかなか困難だったと認識しています。

ただ、ミャンマー政府と住民との協議の結果、稲作の農家に関しては年間収量に対する市場価格の6倍の金額、野菜に関しましては年間収量の4倍が支給されることになりましたが、これらには移転後、代替の生計手段が確立する移行期間中の支援も含まれているということが確認されております。

また、職業訓練を含む生計回復支援については、2013年12月以降に5回にわたって、ミャンマー政府関係者及び住民代表から構成される生活再建対策実施委員会が開催されて、支援計画の立案、住民との対話、モニタリング、支援計画の実施等々が進められているということ、また、ミャンマー政府は2013年12月以降に、先ほどもちょっとご説明した点ですけれども、3回にわたってワークショップを開催して、住民要望を踏まえ職業訓練のコースが用意されているということを確認しております。

さらにClass A区域のコントラクター、これは今事業でやっているエリア、この事業エリアでの事業開発のコントラクターによって、そこでの働き口というのも住民に紹介が行われ、これはミャンマー政府が斡旋をして、雇用機会をつくってほしいという申し入れをして紹介が行われていて、既に8名がコントラクター等によって工事作業員として雇用されていて、また、今後SEZ開発プロジェクト事務所などにおいて、警備員ですとか事務所スタッフですとか清掃員ですとか、簡易食堂、食品小売業の営業などで8名の住民が、SEZの中もしくは周辺で雇用される予定になっているというふうに聞いてございます。

13番目でございます。JICAとして住民移転・補償に関する協議・合意取得、補償の支払い、住民移転の実施状況、生計の回復状況に関するモニタリング及び、上記に関する第三者モニタリングを求めることという点でございます。JICAは、ご指摘のモニタリングの実施についてミャンマー政府に確認を行いまして、実施する旨の回答を得てございます。この内部モニタリングに関しましては、住民移転及び生計回復支援に係るサブコミッティーというところが、ヤンゴン地域政府及びティラワSEZ管理委員会の協力のもとで協議・合意取得、補償の支払い、住民移転の実施状況、生計回復の状況に関する課題を、現地踏査と住民からの聞き取りによって調査して、問題点については、サブコミッティー会議で協議して課題対処策の検討を行っているということを確認しております。また、外部モニタリングに関しましては、第三者による外部モニタリングを実施中であるということを確認しております。

14番目、80年代の工業省による土地収用の対象区域で、一般の補償から漏れている住民がいる可能性がある。当該土地収用においてClass Aと重なる土地がないか確認すること。また、重なる土地がある場合には、当該地の利用者と対象者についてその整合性を確認することという点でございます。Class A区域は1997年に建設省が取得した用地でございまして、現在はティラワSEZ管理委員会へ移管済みでございますが、工業省が取得した用地はClass A区域外になっているということを改めて確認してございます。

15番目でございます。農業用灌漑用水の供給が既に止められている。周辺農民に与える影響について確認、公表することと、こちらについては、本事業の事業地内で灌漑用水の供給を受けていた世帯が1世帯であること、Resettlement Work Plan（住民移転計画書）の中に記載されているとおり、灌漑用水の供給を受けていたときも考慮した年間収穫量が算定されて、その6倍の補償・支援金が払われているということを確認してございます。本事業の区域外の2,000ヘクタール区域の住民への影響については、この4月26、27日に住民協議会が開催されていまして、今後詳細センサス調査が実施されて、その中で農民の方々の乾季の耕作状況等について調査がなされる予定だと認識してございます。

16番目でございます。事業が漁業に与える影響が明らかでない。漁業の形態や規模を踏まえ、その影響について確認することという点でございます。漁業への影響については、排水の影響並びに埋め立てによる影響について確認してございます。まず排水の影響でございますが、工業省に定められた基準値を遵守するように、集中排水処理施設での排水処理が行われるということを確認いたしました。また、埋め立てに関しましては、本事業では河川の埋め立ては想定されていないということから、漁業への影響は想定されていないということも確認してございます。

17番目でございます。住民協議・個別協議が、民主的かつJICA環境社会配慮ガイドラインの要求に従って実施されたものであったのか、どのような課題が浮き彫りになり、その解決策に住民たちは十分納得しているのか等、予見を持たずに、政府側・住民側両者の見解を冷静に分析した客観的実情把握を行うことという点でございます。こちらは環境レビューまでのプロセスにおきまして移転地における実査、あと住民団体との対話、JICA関係者によるモニタリング、住民ヒアリングなど、複数の住民への直接聞き取りも含め、ミャンマー政府による社会配慮状況につきまして調査を行ってございます。

同調査においては、ミャンマー政府が、補償・支援内容を説明せずに、住民からの要望も聞かずに、一方的に強制・脅迫によって署名を迫ったという事実は確認されませんでした。また、住民からの要望を補償・支援案に反映した多数の事案、また、住民指摘を受けて資産状況の確認をやり直したようなケース、また、ミャンマー政府提案に反対したため長期にわたって対話・交渉が行われたケース等々が確認されまして、私どもとしましては政府側の交渉団は、住民の要望・要求を反映させながら、耳を傾けながら補償・支援内容の合意を得たという認識を持っております。

移転後の生計回復支援に関しましては、これは先ほども申したんですけれども、本当は移転前に立案されているのが理想的だったと思うんですけれども、移転交渉のときには、生計回復支援内容について相談してもなかなか議論が、住民の関心もあってできなかったという状況もあったんですが、移転後速やかに生計回復支援計画の立案が進められて、周到に住民の要望を酌みながら今もう既に実施されていると、非常

に速やかに生計回復支援のほうの実施に移っているというふうに認識しています。

ただ、移転後の生活がまだ軌道に乗っていないという住民の方々は非常に多数おりまして、実際移転地のインフラに関しましても、ポンプの破損がありましたりですとか、水質の問題があるですとか、今後そういった生活インフラの整備ですとか維持管理もどうしていくのかとか、まだまだミャンマー政府が、生計回復支援とかコミュニティ形成支援を、丁寧にサポートしていかなければいけない状況であると私どもとしては認識しております。それで今後もモニタリングを継続的に実施していったって、私どもとしては移転地や生計回復支援の状況等について確認していきたいと考えております。

私からの報告は以上でございます。

○村山委員長 ありがとうございます。

こちら先ほどと同じような位置づけの案件ということでよろしいでしょうか。

○長瀬 先ほどのものは、環境レビュー前にこういった形で環境レビューをやらせていただきますというものです。こちらは、以前環境レビューについて助言を確定いただきました。その結果、実際こういった形で確認してまいりましたということのご報告ですので、位置づけは若干違いますけれども。

○村山委員長 わかりました。レビュー後にこういう対応をしているという形ということですね。

それで関連する情報で先ほど会議の直前にいただいたんですが、JICAの理事長宛てに住民の方からレターが届いています。CCで我々の委員会にも届いているということなので、後でコピーをお配りいただきたいと思いますと思いますが、要約すると、住民の方としては十分な協議がまだ足りないため、4月中に会議を開いてほしいということですが、今のところ返事がないので、その点について要望が出ているということだと思います。

これについては後でコピーをお配りいただきたいと思います、今いただいたご報告に対して何かご質問あるいはご意見がありましたらお願いいたします。

岡山委員。

○岡山委員 5番と7番あわせて教えていただきたいんですが、本件で何回か前の全体会合のときに、助言案に対しても同じことを申し上げたような気もするんですけども、例えば5番の産業廃棄物の処理に関して各テナントで行いますというのは当然ではあるんですが、これで終わってしまっているのが大変不安です。

というのも、要は開発者は、廃棄物処理に関してはテナントの所管ですから関係ありませんと言っていることになりまして、各テナントは、もちろん原則的にはそれぞれ廃棄物処理業者と契約を結んで、そこが処理を行うということになるんですが、例えばそこに対して行政から、マニフェストをきちんと発行させて最終処分までできたかということをチェックできるシステムが、そもそもミャンマーにあるのかどうかというのがわからないので教えていただきたい。しかし7番を見ると、7番の回答を見る

につけ、やはり産業廃棄物の処理業者そのものがあまりないようで、要は産業廃棄物、その中身が何であるとしても、最終処分にダイレクトに行くように読めます。そういう状況であるならば、恐らく委託するべきは収運業者だけになってきて、収運業者もなければ多分自分で運ぶんだと思うんですが、これだけをピストンされたときに公害を未然に防げるのかどうかというのが、極めて心配なんです、その辺教えていただけないでしょうか。

○竹内 こちらの回答にも書かせていただいているとおり、回答というのは2番のところなんかと関係してくるんですけども、確かにマンマーというのは、まだまだこういった制度体系ですとか行政体制というものが、まだ発展途上というか、今まさに急激な勢いで経済成長が進みつつというか、物すごい勢いでテークオフしつつあるところにあって、それに追いつけるように各種法制度と体制を整えているという状況でございます。そういったところから申しますと、完全に完成された制度が既に存在していて、手続も存在していて、そのもとで実施されるということが確認されているというわけでは必ずしもございません。

ご指摘の点については、多分今後もまさにこういったものが、今こういったものが入っていくのかということをよくよく見ながら、所要の体制というものをしっかりつくっていくということも含めて我々は、モニタリングしていかなきゃいけないということが、まずいただいたご指摘に対する回答なんだと思っています。

ただ、その中で、それで丸で終わりかというところではないというところがありまして、まず1つあるのは、今回このSEZを所管しているところがティラワSEZ管理委員会というところでございます、こちらに関しては既にSEZ法という中で、そういった行政機関がしっかりこの中で環境問題を引き起こさないようにというところの責任を負っています。ただ、ここが今後どういうふうに具体的にそこを見ていくのかということ、まさにそこをしっかりとつくっていかなくちゃいけないところで、ここはJICAとしても必要に応じて支援なども行いながら、体制構築に協力していかなくちゃいけないという点が1つございます。

あとここも、今のご質問が法的な体制ですとかいわば構造がしっかりしているかということに対する回答には、必ずしもなっていないんですが、ただ、これは受けた印象論というところもあるんですけども、今回、日緬の特に民間企業が主導、とりわけ日本の3商社さんが主導して開発業者として受注して、開発も進めているところなんですけれども、彼らの意識としてこういった環境被害というものを出してはならないというところは、非常に強い事業者としての意欲については確認がされています。そういう意味でこの人たちは、そこはしっかりやってくれるんだろうとは思っているんですが、だから丸というわけじゃなくて、やはりご指摘いただいた点は非常に重要な点ですので、重要なモニタリング項目として考えているということでございます。

○岡山委員 ありがとうございます。

例えば技術的なことも今ちょっと出たんですけれども、最終処分場自体もどのような処分場なのか、例えば遮蔽型なのか安定型なのか管理型なのかとか、それから出てくるものに関しては、メッキ工場等があれば相当な危険物が出てきます。そちらに関してもあるいは重金属をどうするのかとか、排水に関しても言い忘れましたけれども、1次処理を各テナントでした上で集中排水処理施設で処理ということになっていますが、その場合には各テナントでの1次処理から排水処理施設に放流するときの放流基準が、きちんと定められているのかどうかということも、あわせてきちんと先に定めておくほうがいいんじゃないかなと思います。

以上です。

ついでに、そのモニタリング体制もチェックできるかどうかです。

○竹内 まず申し上げますと、新興国ならではのとか、ミャンマーならではのかわからないですけれども、2番目のところで説明しているEIA、IEEに関する法案の策定中という状況ではあるんですが、一応案自体は存在していて、法律としては施行されていないんですけれども、我々もそういう意味で詳細の手続法がない中でEIAの承認自体は行われているので、そのときにベースになっているのは何かというと、こういった法案の考え方がベースになっているということがまずございまして、今後法案が先に来てくれるのか、入居企業が入ってくる動きが先になるのかということはあるんですけれども、完成像を見据えた中での確認体制というのはとられていくような今流れにはなっていまして、全くルールがない中で野放図に、そういったいろいろな環境汚染物質を垂れ流すような企業が入ってきて、特段のチェックもなく入居が認められて活動が行われていくということは、ないであろうというふうに考えていまして、そこはまず入る際にも、一定のスクリーニングはかかっていくということだというふうに、これまでの流れからするとそうなるだろうとは思っておりますが、ただ、返す返すこういった議論というのは、楽観論に基づくものじゃなくてよく見ていかなきゃいけないところだと思っていますので、重要なモニタリング項目だというふうには考えています。

○折田 すみません、排水のところを補足させていただきますけれども、まずもともと承認されたEIAの中に、2次処理施設が受け入れる基準というのが定められておりまして、そこを満たす形で1次処理を各企業でやると、例えば重金属であればキレート剤とかですか、薬剤処理をしてそこから処理しましょうというようなことを、それぞれの企業がやっていくことになるということで、法制度はまだ整備中ではありますが、そこで担保できる形で基準等を設けているというのが実態でございます。

○岡山委員 ありがとうございます。

それは逆に言えば、放流基準に十分見合う施設を集中処理施設として建設されるということですね。

○折田 2次処理ということですね。はい、そうです。

○作本副委員長 私の質問も今の廃棄物処理にかかわるんですけれども、このSEZで示している入居条件というのは、パンフレットその他でもう存在するのでしょうか。恐らく日系企業等を受け入れるためのSEZの入居条件というんですか、工業団地あるいはSEZ、入るための条件、例えば電力を供給します、水を供給します、そのかわり廃棄物の処理は必ず要件として入っているわけですね。だけど、今のこの説明は、廃棄物の処理についてはPPPで入居企業がまずやってくださいと、1次処理ですか、2次処理は企業に委託することも可能と、これではいわゆるここにかかわっている3つの商社がほかの国で展開しているような工業団地の仕組みから比べると、かなり制度というか仕組みが弱いとか雑なんじゃないかと、私は印象を受けるんですけども、いかがでしょうか。

というのは、マレーシアのイポ州で日本の企業が大きな問題を起こしたことがあります。この場合には工業団地じゃありませんけれども、マレーシアの国側に十分な処分場がない、そういうようなところで日系企業としては、地中から掘った放射性廃棄物まじりの泥を敷地内に置いておかざるを得なかったと、それが雨で流れて白血病で人が死んだというそういう流れになるわけなんですけれども、相手国政府がどこまでこのような場合に面倒を見ているかによって変わります。ミャンマーの場合には全く有害廃棄物を焼却処理するところがない状態かと思うんですが、そのあたりはどうなんでしょうか。

○竹内 まず入居基準のことでございますが、私どもこの環境レビューを行った段階ではまだそこは、これが入居基準となりますというものは今作成中という状況で、こういうものがありますというものが制定されたわけではなかったという状況だと考えております。今現在どうかというと、これもまだ入居ということが確定しているような企業が出ていない状況で、多分今内談を行っている状況だというふうに承知していますので、こういった条件で入ることが確定しているということが今あるということは、まだ承知はしていない状況でございます。というのがまず1つです。

返す返す実際に問題が起きない、先ほど申し上げたような状況にあって、計画と意欲があるというところまでは確認はしているんですけれども、今ご指摘のような点も含めてそういったことにならないのかということは、今後よく見ていかなければいけない状況、入居企業の顔ぶれも見ながら、そこは丁寧に見ていかなきゃいけないことかなというふうには考えております。

○作本副委員長 すみません、もう一つ。

今のアセスについてですけれども、ミャンマーは今お話しのとおり法案を出しておりますね。ウェブサイトでも法案なんかを作成しておられるようですけれども、もう既に環境省に当たるところは対象事業等に当てはめをやっていて、行政では実際アセスは動いているという、そういうことを聞いてはおりますけれども、どうなんでしょうね、アセス法がまだできる前にこういう工業団地を完成させて実際事業を進めて

しまう。もちろん年内にミャンマー側はアセスを通したいということはあるんでしょうけれども、順番がやっぱりちょっと逆になっているんじゃないかなという気がするんですけども、いかがでしょうか。あるいはミャンマーにADBが支援しているということなんですが、JICAさんは知見を持っておられるんで、アセスのあるいは最終廃棄物処理施設ですか、そういうようなところの基準をつくるとか、恐らく周辺の支援できる材料はいっぱいあるような気がするんですが、あわせていかがでしょうか。

○竹内 少し大きな話になるかもしれないんですけども、やっぱりこのミャンマーがまだこういった状況で、ご指摘のとおり、私からも申し上げたとおり、もろもろの制度など行政体制もまだまだ十分じゃないところもあって、一方で、ただ民主化を進め、改革を進め、経済の自由化を進めと、そこに経済的に見るといろいろな効果も少しあらわれてきているという中で、彼ら自身が開発成果をきちっと出していて、雇用もつくって、できれば国民の方々の収入も上げていきたいというような意欲を持っているときに、私どもとしてただちょっと周辺制度整備に関連する整備がないので、いましばらくお待ちくださいというわけにもなかなかいかなくて、そういう中ではそういった意欲に応えながら、ただ、私どもが関与する以上は、こういった環境社会配慮がおろそかになって、開発の犠牲となってそういったいろいろなインパクトが出るということは、当然防いでいかなきゃいけないと思いますので、そこは私どもとしては同時並行で進めていくんだということだというふうに考えています。支援のニーズについても、ミャンマーに対してはかなり多様な支援を、こういった制度ですとかキャパシティ・ビルディングも含めてやっていることでありますので、今後そういった環境面での支援ということも検討されていくというふうに考えております。

○作本副委員長 わかりました。

○村山委員長 先に松本委員から。

○松本委員 ご説明ありがとうございました。

先ほど村山委員長からお話があったとおり、住民の方からJICAにレターが出てきていると、これは突拍子もないことでないことはJICAご自身がご理解していることだと思います。今日お配りいただいたものの17番が、適切にJICAがこの助言に対して対応しているとは私は思えません。もししていれば、4月27日に現地の人たちがヤンゴンで記者会見を開いて、JICAの対応に対して問題提起をするようなことはないはずです。住民たちが十分納得できているのであれば、わざわざ記者会見を開く必要はありません。

やはりティラワ社会開発フォーラムでしたか、また名前の日本語訳がどうなっていたか忘れましたが、グループですね、が記者会見した内容というのは明らかになっていますけれども、その中で生計手段を失ったり収入が減少したりしているということを書いているわけですね。脅迫のような形で合意を迫られた住民もいるということもそこで言われている。しかし、JICAは、そうした事実はないというふうに確認をこ

こで書かれている。つまり住民たちが記者会見をしてそういうことがあったと言っていますけれども、JICAはそれは確認できなかったと言っている。

これは普通そういう脅迫があったと言っている人のところに行けばいいだけのことだと私は思うんです。恐らく行かれていない。行かれていない証拠に、ティラワ社会開発グループの人たちが記者会見の中で言っているのは、昨年10月にJICAと会合を持って以降、何度かレターを出してJICAに対して対応を求めてきたけれども、その後全てレターは無視されていると、つまり意味あるやりとり、コンサルテーションあるいは応答がない。それもミャンマー政府に対して対応を求めるような文言ではなくて、JICAが自らのガイドラインに従って本当にこの事業の審査なりをしているんですかというような投げかけのレターに対しても、JICAは一切応答していないわけです。

そういう中でこの17番に対してJICAが適切に回答しているというふうには、私は思えない。思えないどころか、4月23日に投資を決めているわけですね。つまりもう意思決定はしているわけです。環境レビュー段階を終え、既に50億でしたか、日本の投資は最終的に実施されるということになっているわけです。つまり投資を実施する前にそうした適切な協議が少なくとも最終段階で行われていなかった。行われていないのに17番を、このように確認したというふうに書いてあることに対しては、私は疑問を持ちます。そのあたりについてJICAはどのようにお考えなのでしょうか。

○竹内 今さまざまな指摘をいただいているんで、そのあたりというところからお答えしていこうかというところではあるんですけれども、まず冒頭おっしゃった住民からのレターの件です。こちらはご指摘のとおり、複数回にわたって私どもはレターをいただいております。中には対話を求めるようなこともあれば、中にはJICAの見解を求めるようなこともあり、もしくは懸念の表明もあってということでございます。

私どもはこういった今対応で、それで昨年10月15日にこのレターを発出しているティラワ社会開発グループというんですか、方々、これは2,000ヘクタールの区域の住民の方々が多くて、中にClass A区域の住民も含まれているという団体というのは承知していますけれども、この方々と対話を行って、ただその際にもミャンマー政府の方々と、交渉当事者でありますのでよくご相談してくださいという話しながら話をお聞きしたと、私どもとしては、こういったレターをいただくたびにミャンマー政府にも実際確認をとって、いつでもミャンマー政府の側から住民団体の方々の話を聞く用意があると、もしご要望があるならミャンマー政府のほうに言ってほしいというふうに伝えてほしいということも確認をされていて、そういったことを私どもとしては団体の方々にはお伝えしてきているということでございます。

我々がそういった考え方をとっている背景としましては、当該国政府が現地ステークホルダーの方々と協議を主体的に行っていて、その対話が非常に円滑に行われるということを重視しているということがございます。もしここでミャンマー政府のほう全然ちゃんと対話していないという話があって、私どもとしてもそこが確認

されるのであれば、それは当然JICAのほうが出ていって、しっかりと話をしてほしいというところで私どもとしても介在していく必要があると思うんですけれども、本件で見ているところ私どもは、ミャンマー政府は住民との対話に非常に真摯に応じているというふうに理解していて、実際にミャンマー政府が住民要望を受けて解決しているような事案も多々見られている。住民協議の過程でも住民要望を聞いて反映しているような事例も多々見ているという中で、まずは一番当事国で自分たちで意思決定して、ちゃんとした補償・支援というものができる人たちですので、その方々と対話をしてもらいたいということを促してきた次第でございます。

また、ガイドラインのところに関しましても、つい先般問い合わせをいただいたときには私どもとしては、今までのミャンマー政府の対応について、こういった環境ガイドラインから見てディビエートしているような事案は、あるというふうには認識していないというような回答もしてきているところでございます。

補償・支援のプロセスに関しましても私どもは、全て一挙手一投足、一言漏らさずモニタリングしてきたかと言われれば、そこはなかなか完全であると申し上げるのは難しいのかもしれないんですが、ただ、私どもの関係者がほとんどのプロセスにおいてはきちっとモニタリングをしてきていて、単にミャンマー政府に、ちゃんとやりましたか、はい、という確認をとっただけではなくて、どういったやりとりが行われてきたかということも見てきております。そういう中でかなり幅広くどういったやりとりがあったのかと、本当にそういった脅しのようなものはなかったのかということも、慎重に確認をしてきておりまして、その結果として、先ほど17番で発表させていただいたようなことを申し上げているということでございます。

これで十分な回答になっているかどうかかわからないんですけれども、こういったところが、ご質問いただいたレターに対する背景及び17番に至った背景ということでございます。

○松本委員 ありがとうございます。

ただ、私が一番疑問なのは、JICAがそのように適切に住民に対応しているのであれば、どうして4月27日にこのように記者会見を、ティラワ社会開発グループがしなければならなかったのかということが、いまだによくわかりません。つまり脅迫を迫られたという人がいるわけですから、その人がどういう人なんですかというようなことを、そのグループと対話をして議論をすればよかったのではないかなというふうに思うんですが、どうしてそのようなことは行われなかったんでしょうか。

○竹内 繰り返しになってしまうかもしれないんですけれども、私どもは住民との対話の仕方というのは非常に気を使いながらやっています。というのも、先ほども申したとおり、当事国政府がきちっとステークホルダーと対話していくという状態をつくる、円滑にきちっと住民の側も要望があればちゃんと言えて、個々の細かい事案もしっかり要望としてぶつけて反映されていくという枠組みをつくること、これが究極の

目的だと思っていまして、ここが阻害されるということがもし何かあれば、当然私も入っていろいろな改善に向けて協力しなければいけないと思うんですけれども、ここが程度確保されているということであれば、そこを尊重しながらということだと思っています。

今回のいろいろな申し入れ方として、ミャンマー政府に対して言ってもナシのつぶてだったと、全然反映されていないと、そういったことなんであれば、やっぱり私もとしてもお会いしていろいろな意向を伝えなきゃいけないと思っていたんですが、ミャンマー政府側に確認をすると、そういったコンタクトもなく、さらには彼ら自身はいつでも会うという話をしているので、まずは当事者同士で会ったらいんじゃないですかということをご提案してきているという次第です。

○松本委員 あまり長くしてもあれですし、既に出資が行われているという事実がありますので、コメントとしてですけれども、まさに今おっしゃったように住民側はミャンマー政府と対話をしているんですね。対話をしているのにJICAにも対話を求めているわけです。つまりミャンマー政府と対話をしないでJICAだけに言っているのであれば、おっしゃったような問題はあるかもしれませんが、住民側はミャンマー政府とずっと対話をしてきています。それでもやはり解決しない例えば農地の話であるとか、生計手段が思うようにいかないであるとか、そういうようなことが出てきたというのが私の理解です。しかも、どちらかというに対話には応じてくれるんだけれども、対話の後のアクションがないということに住民が、苛立ちを感じてきていたわけですね。それに対して今度はJICA側から、ガイドラインにこう書いてあるんだからJICAとして何らかの対応はできないのかというふうに住民が考えるのも、これもまた私は理があるというふうに思っています。

従ってやはり双方に理があるのですから、かたくなにJICAが、ただ1点の方針のみで住民との対話を避けてミャンマー政府を、一義的にそこだけを相手にするというのではなくて、そういう状況にあるのであれば住民グループとも対話をする、そのことによってこうした記者会見が出資の4日後にヤンゴンで行われるということは、避けられたのではないかなというふうに思います。

コメントとして申し上げれば、これだけ時間をかけて議論してきたのに、現地の人たちがそれに対して問題を提起する記者会見を開き、そこに対してさまざまなメディアの報道がなされるということは、助言委員の一人としては極めて残念だとしか言いようがありません。

○村山委員長 今の議論で確認ですが、JICAとしては、直接住民の方々と対話をしたということはこれまでないということですね。

○竹内 いや、ティラワ社会開発グループの方々からの要望に対しては、非公式なものを含めてこれまで3回お会いしているんですが、昨年10月15日を最後にお会いしていないという点は事実です。

○村山委員長 わかりました。

よろしいでしょうか。

平山委員。

○平山委員 私からは、初めのころに議論になっていた技術的な話ですけれども、5番のところと16番に関する排水処理の技術面ですけれども、5番のところに書いてありますのは、これはもう既に答弁済みというふうに受け取るべきなのかどうかかわからないので、もう一度確認させてくださいという趣旨なのですけれども、まず第1次処理については、各テナントが整備する排水処理施設により行うということが書いてありまして、その項目として重金属、油分、有害化学物質等が掲げられておりますけれども、2番目の第2次処理の集中排水処理施設により何が処理されるかというところ、BOD、COD、SSという割と簡単な排水処理施設で対応されるようなものだけしか書いていないということで、ここにある「SS等」とある「等」の中に、上の重金属、有害化学物質が含まれているのかどうかというところを確認していただきたいのです。

そして16番との関係であれば、16番にも集中排水処理施設というのが2ボツのところに書いてありますけれども、これは漁業に与える影響と、こう言うと日本の例では例えば水俣病などが思い出されるわけですが、メチル水銀等が工場排水の中に含まれてテナントから出てきて、あまり排水規制というのがきちんとして行われていなくて、その1次処理をすり抜けて集中排水処理施設に行くと、集中排水処理施設ではBOD、COD、SSを中心とする通常の生活雑排水対応の処理施設しかなかったとすると、そのまま海に出てしまうわけです。その重金属なり有害化学物質なりが出てしまうわけですが、そういうことによる漁業被害だとか排水の被害というものが、生じないと本当に考えてよろしいのでしょうかということで、いいんだというふうに確認してくださいということになります。

○折田 ご質問の点ですが、まず2次処理施設の基準ですが、基本的に処理対象は、ここにご説明しましたとおりBOD、COD、SSになっています。ということは、1次処理のときの受け入れ基準の中で、そもそも最後に流すときの排水基準を満たした状態で処理せよというのがEIAに書かれています。

どうやってそれを確保するかですけれども、1次処理、2次処理した後に全て同じところに排水をするわけですが、その排水する時点でモニタリングを行います。そのモニタリングする項目は規制する基準と全て一致してしまっていて、それらをはかって、定期的にはかったときに要は基準値を超えるような結果があれば、各テナントに対して改善を求めていくと、そういった中身になっております。

○平山委員 すみません、もう一つ確認ですけれども、モニタリングの結果、問題が生じた場合に対応を求めるのは、今言われたのは各テナントの1次処理施設というふうに言われたと思うのですけれども、それは2次の集中排水処理施設ではないということですね。

○折田 つまり2次処理施設には、例えば重金属とかを含めた処理をする設計にはしてはいないと、ただ、基準だけを設定してはあまりワークしない話ですので、そこは最後に流すところではかっていくという構想になっています。

○平山委員 これは先ほど作本委員が言われたことに重なるのですけれども、きちんとした排水規制の、先ほど作本委員が言われたのはアセスの制度のことを言われたのですけれども、そのような排水処理制度がきちんと確立されていない段階で、先行してこのような施設をつくるというのは、いかがなものでしょうかというところにかかってくるのではないのでしょうか。

問題が起こるというのをモニタリングの結果で対応しますということで、通常途上国の問題というのはそういう形で説明されることが多いのですけれども、一旦、有害物質による被害が起こった場合は、なかなかそれでは済まないことになるおそれがあるように私は思いますので、1次処理の内容というものを、排水処理対策というものをきちんと確認した上で、この施設を稼働させるということをやっていただきたいと思うのです。

なぜこのように申し上げるかという、1次処理を行うのは各テナントであるというのです。これは各企業なり施設が行うわけですね。できるだけいわば手を抜きたい側が行うわけですね。普通それではうまくいかないの国なりそういう公権力が関与して規制を行うというのが、通常の制度になっていると思うのですけれども、そのこのところでもう大きく穴があいているような気がするのです。本当にこれで大丈夫なのだろうかという気がして仕方がないということを、申し上げさせていただきま

す。

○折田 我々も出資する側として、運営する工業団地の排水で健康被害が起きるといったようなことは、あってはならないことだというのは重々承知しておりますので、そこはこれから工事の実施段階に移っていく中で、各1次処理が十分になされるかどうかというのは、我々も確認していくというところですよ。

もちろん今、EIAの制度というのは、竹内からも説明しましたとおり、制度が全部確立した状況ではありませんけれども、その途上でも暫定措置として基準を設けて十分に対応できるように我々は随時確認をしていくと、そういうところですよ。

○平山委員 私が今問題にしているのは、EIAの制度ではなくて排水処理の制度のことです。

○竹内 そういった周辺の関連の制度、先ほど廃棄物の話もありましたけれども、そういったところが、結果として要するに環境被害を起こさせてはいけないということです、そこはしっかりとモニタリングをきちんとやっていくということだと思っております。

○平山委員 モニタリングですか……

○岡山委員 すみません、同じ心配というか懸念を持っていると思います。先ほどか

ら私もしつこくて申しわけないんですが、廃棄物は必ず発生しますし、公害は本当に未然に防止しなくてはいけないという中で、作本委員も言っているように、本当にざるのように見えるんです。制度をつくるのが先ではなくて、この工場が何らかの生産活動を開始する前に必ず廃棄物処理施設だけは、きちんとつくっておいてほしいということなんです。

今5番にあったように、各テナントが例えば第1処理、排水処理をしたときに、重金属や廃アルカリ、廃酸などが含まれる汚泥が各テナントから発生します。それをどうやって処分するんですか。これを見ると7番では最終処分場に多分ダイレクトに持って行くということになりそうですよね。ここの文面からは、では、この最終処分場がどのような技術を用いた処分場なのかがさっぱりわからないんです。

どのような廃棄物が発生するかという予測が可能だと思うんですが、その容量のキャパシティだけではなくて技術的に対応できるということを、きちんと先に確立しておかなければ、廃棄物を発生させることは許されないと思うんです。後々再生する再資源化産業などが育ってくることはあるでしょうけれども、その前に安全に処理をするというところの技術が、並行してきちんとつくられているかどうかということ、きちんと考えておくべきだと思います。先ほど作本委員がおっしゃったように、こういう開発事業を行うときにはそういう処理施設も含めて、要は周辺施設も含めてつくるべきではないかというのを私も強く感じます。

○竹内 いずれのご指摘にも留意していきたいと思っております。

○村山委員長 ほかにいかがでしょうか。

○作本副委員長 私もインドネシアでここにかかわっているような商社が実際展開している工業団地、そういうのを見てきたこともあります。有害廃棄物の処理とあと排水処理、これは集中的に管理するというのは、ごく当たり前なんです。それでなくてただ土地だけ提供しますよと、水と電気だけを提供すれば仕事ができますというだけじゃ工業団地にならないんです。ミャンマー側にこういう施設がないから仕方ないと言われればそうかもしれないけれども、それだったら全部の、先ほど岡山さんがおっしゃるように有害なものも化学物質もみんな日系企業ですから、そういうことを排出する可能性はあるわけです。全部普通の一般処分場に土の中に紛れて入り込んでしまうわけです。ここでは分別だってないですよ。

やっぱりまず処分場のつくり方、3つ、4つパターンがありますけれども、そういうところの設置基準というかつくり方から入らないと、これはもう順序が逆なんじゃないかと、私はむしろ今この案件を聞いていて、ミャンマーで皆さんが騒いでいる補償の問題もありますけれども、もう一つこの集中的な、産業廃棄物を全部とは言いませんけれども、有害廃棄物リストをつくって、これについては集中的に処理する流れを用意していただく、あともう一つは排水処理、これも集中的に処理できるシステム、中であらうと外であらうと、ここで言う共同事業会社でも構いませんけれども、これ

をフローとして出してもらわないと、やはり心配がかさむという気がいたします。

以上です。

○村山委員長 大体よろしいでしょうか。

幾つかご意見をいただきましたけれども、今日いただいている助言対応の中にも、例えば1番については、住民移転について国際基準に基づいて進められるということが書かれていますので、環境影響についても当該国の制度の問題はありますが、やはりJICAが支援をするという以上は国際基準で進めるということが前提だと思っておりますので、その前提はぜひ確保していただきたいと思っております。

それから松本委員から問題提起があった住民への対応の件ですけれども、1つの可能性としては、JICAでも設けている異議申し立てという制度がありますので、こちらのほうで場合によっては申請があるかもしれません。今日のお話では、仮にそういったことがあったとしてもJICAとしては、十分対応されているというふうなことだと思いますが、助言委員会としては、現地の調査ということは基本的にはしていない、そういう限界がありますので、仮にその異議申し立てということがあったとしても、十分対応されているということを信じたいとは思いますが、仮にそうなった場合は、ぜひ真摯にご対応いただきたいというふうに考えております。

大分時間が過ぎましたので、この件についてはこのあたりで終わりにしたいと思っております。どうもありがとうございました。

では、今後のスケジュールを確認して休憩に入りたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○長瀬 それでは、今後のスケジュールの確認です。別紙1、お手元の別紙1をご覧ください。本日は5月9日、来週月曜日5月12日、ウズベキスタンのトゥラクルガン火力発電所建設事業ワーキンググループを開かせていただきます。さらに5月は5月30日、トルコの可変速揚水発電所建設事業という形になります。それぞれ担当委員の方を、こういった形でアサインさせていただいておりますが、特に変更とかはございませんでしょうか。

平山委員。

○平山委員 5月30日の平山ですけれども、削除していただきたいと思っております。

○長瀬 5月30日、平山委員削除、了解です。

ほかにいかがでしょうか。

5月の分は、ではこれで確定でよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、6月以降に入らせていただきます。6月2日が第48回全体会合という形になります。6月9日からずっと、こちらの別紙1にあるとおりワーキンググループを予定しております。残念ながら今のところ具体的な個別案件が上がってきていない状況ですが、一応こういった形で担当委員をアサインさせていただいておりますが、6月分

あるいは7月分第1週まで入れさせていただいておりますが、これでは都合がつかないという方、あるいは代案がある方。

佐藤委員。

○佐藤委員 6月9日は都合が悪いので6月13日に移動をお願いいたします。

○長瀬 6月9日がだめで佐藤委員は6月13日へ、ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

まだ先ですので、直接ご連絡いただいてもまだまだ対応できるかと思います。よろしくをお願いいたします。特に6月27日、6月30日は、3名ずつという形になっておりますので、もしここはできるという方がいらっしゃったら、ぜひご連絡いただければと思います。

それでは、本日は確認はここまでとさせていただきます。

○村山委員長 では、確認をいただいたということにしたいと思います。

それでは、少し5分程度休憩をして、今日は運用面の見直しの話がありますので、続けて進めたいと思います。

(休 憩)

○村山委員長 それでは、そろそろ再開させていただきます。

今日はその他ということで、先ほど申し上げましたようにガイドラインの運用面の見直しについて引き続き議論をしたいと思います。

これまで委員の方々から個別のコメントもいただいておりますので、その辺も含めて最初にご説明をお願いいたしたいと思います。

○山邊 審査部の山邊でございます。前回に引き続きまして、環境社会配慮ガイドラインの運用面の見直しにつきまして議題に上げさせていただきました。

前に映しているスライドは前回の資料の一部でございます。スケジュールについてということで、前回の会合では検討課題の論点、こちらで把握している論点を共有させていただいたと。もちろん把握できていないもの、それからこれまで議論されていないけれども、この機会に議論しておくべきもの等々あるかと思っておりますので、4月25日までということで追加のお願いをさせていただいたという次第でございます。また、論点の整理のイメージについても二、三個挙げさせていただいて、こういった形でよろしいでしょうかということでお示ししたかと思っております。加えてこのスケジュール案、それから検討の体制についてご説明をさせていただきました。

スケジュール案につきましては、ここまで急いでやらなくてもというようなご意見もいただいたところでございますが、体制につきましてはJICA中心でしっかりやって、助言委員会との役割分担といいますか、責任関係を明確にすべきと、それから助言委員会を中心にやるということがいいのかということも、もう一回改めてというようなご意見をいただいたかと思っております。今回の5月全体会合でございますけれども、説明させていただく内容は、検討課題の整理結果の暫定版ということになってございます。

先ほど申し上げましたけれども、先月25日までということで追加をお願いしております、それをリスト化したものが、お手元のA3の資料の環境社会配慮ガイドライン運用面の見直しの論点案というタイトルのものがございます。また、委員から書面いただきましたご意見につきまして、十分にこの表に反映できていない部分もございますので、作本副委員長からいただいたものは特にでございますけれども、全ていただいた原文を配付させていただいております。後ろにA4で綴ってございますが、5人の委員の方からいただいたものをつけてございます。

A3の表でございますけれども、この構成としまして各論点、一番左にあります論点について過去の議事録等をレビューしまして、その右2列のうち委員のご意見を左に、それに対して事務局から何か補足説明なり現状説明なりしているものにつきましては、右列に追記をしております。そのやりとりを踏まえて一番左の論点を、より具体的な記載としてございます。例えば一番最初の論点、前回まではスコーピングの実施方法としておりましたが、実際に過去の議事録、これを確認しますと、実施方法というよりもフォーマットがあったほうがよいのではないかというような議論でございましたので、それがわかるように論点の記載を具体化しているということでございます。

改めてでございますが、この表の趣旨は、どのような論点があるかということをお示しして、今後の見直しの検討の優先順位をつけるためということでご理解をいただければ幸いです。今回は基本的にその論点をお示しして、こういうことで間違いないかということでご確認いただくと。それで実際にどれを対象にどのような優先順位で検討していくか、どのような体制で検討していくかということにつきましては、基本的に次回以降ということで考えてございます。

それでは、各論点の内容につきましては、事務局の長瀬課長のほうからさせていただきます。

○長瀬 ありがとうございます。

ぜひ今、山邊が申したように、この論点及び特に委員からの主な意見、もともとは委員の方々の発言要旨みたいな形でまとめさせていただいておりましたが、そういったところで漏れがないか、あるいは我々のニュアンスに間違いがないかという点を、中心に見ていただければと思います。

先ほど別紙のほうでA4のほうに、いただいた5名の方の委員のをそのまま添付させていただいております。作本委員からいただいたものにつきましては、特に助言委員会自体の運営の仕方あるいは、そういった関連の形でかなりいろいろなご示唆をいただいたというふうに我々は認識しておりますので、そちらは前回の全体会合でお示いたしましたとおり、こちらの論点案というよりは、別途議論させていただく場を設けていきたいと考えておりますので、そういうふうに考えております。

A3の論点案の一覧表でございます。個別に非常に細かく説明するということは避けさせていただきますが、一番冒頭のものは、今、山邊が申し上げたように、スコーピ

ングの結果の作成についてフォーマット等を指定すべきではないかというような形で我々は認識しております。

2つ目、不可分一体の判断基準及び、さらにJICA事業の環境カテゴリ分類は、JICA事業以外の不可分一体の事業の影響も踏まえた上で行われるべきではないかという議論をいただいていたかと思います。私どもJICAのほうといたしましては、IFCの定義を準用しているということに対していろいろ議論をいただいていたというふうに、我々は認識しております。

3つ目ですが、エンジニアリング・サービス借款における環境社会配慮についてという形で2点設けてございます。実際このエンジニアリング・サービス借款の中で環境社会配慮文書を作成することが、どういうふうに想定されているのか、そういった場合について供与される円借款は、もう既に先方政府が主体となって行っているものなんですけれども、JICAの環境社会配慮助言委員会でこういった形で助言を求めていくのかというようなことが、議論に上がっていたかと認識しております。

その次、これは主にPPP F/Sというようなものを想定しての議論でございますが、必ずしも実現性が高くない案件などの場合、環境社会配慮確認などをどのように行っていくべきか、そういったものの整理が必要なのではないかという形で問題提起をいただいたと思います。私どものほうからは、初期段階で部分的にのみ環境社会配慮の調査を行う場合については、調査内容に応じて助言を行っていただくというのが、一番いいのではないかというふうに付記させていただいております。

その次、緊急を要する場合、環境社会配慮確認は簡略化できるのか、これはガイドラインの1.8の中に、そういう緊急性の高い場合というものが設けられてございます。こういった場合に特に最近いろいろ、最近に限らずですね、失礼いたしました。緊急性が高いと判断される案件について、こういった形で環境社会配慮の実をとりつつスピードアップが図れるかということ、議論させていただいたと思います。

その次、派生的・二次的な影響・累積的影響というのはこういったものなのか、あるいはどのような環境社会配慮が行われるべきなのかということも、議論を提起させていただきました。

その次、気候変動による影響は環境社会配慮上どのように確認するのか、こちらのほうにつきましてもいろいろ大きなトピックでございます。各個別のプロジェクトにつきましては、助言に沿っていろいろ個別に対応させていただいておるところでございますが、こういう気候変動の最近の動きについて、またほかのドナーの動きについても、いろいろ今後検討していくべきではないかという問題提起をいただいております。

1枚めくっていただきまして一番上、カテゴリB案件について、これに対する助言委員会が助言を行うということになっておりますが、必要に応じて、これについてはどのように運用するのか、これは委員長から問題提起をいただいているところでござい

ます。一部今回の運用見直し以前にも幾つか議論させていただきましたが、今回これも1つのテーマとして取り上げさせていただきました。

その次、重要な自然生息地について、そういったところについて「著しい転換または著しい劣化」というものが、ガイドラインの別紙1の中に記載がございますが、これは具体的にどのような場合を指すのかと、スリランカのモラガハカンダ開発事業について特にいろいろ議論させていただいたと思いますし、ウガンダの水力開発マスタープラン策定プロジェクトにもそういった議論が出てきておりました。

その次、ガイドライン上では「政府が法令等により自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域の外で実施されねばならない」とされておりますが、それは具体的にどのような場合を指すのかと、これは特にウガンダのアヤゴ水力発電所整備事業、そういったところで議論されていたものと記憶しております。

そのページ一番下、女性、子供、老人、貧困層、少数民族等、社会的な弱者においては、社会的合意を行う際にどのような配慮がなされるべきかを規定しておくべきではないか、これにつきましては、ステークホルダー協議に際して、こういった形でこういった方々の意見をうまく取り入れていくかということでございます。実際個別にはプロジェクトごとに対応しておると思いますが、今回、石田委員からも特別に問題提起いただきましたし、フィリピンのクラーク空港、チュニジアのラデス・コンバインド・サイクル事業、ベトナムのオモン・コンバインド・サイクル発電事業等々多くの案件で議論されてきたと思います。

なお、こちら、議論された全体会合という欄が全てのシートにございます。これとあと議論の対象となったプロジェクト例でございますが、なるべく過去の全体会合の議事を当たって網羅しているつもりではございますが、もしこちらのほうにつきましても、これが漏れている、こちらのほうでも議論したはずだとか、そういったものがあればご指摘いただければと思います。よろしくお願いいたします。

最後のページでございます。一番上、環境社会面の費用・便益につきまして、プロジェクトの評価に当たりどのような検討がなされるのか、またそれをどのように環境社会配慮に反映できるのかということ、特に今回別紙のほうでは長谷川委員からも具体的な問題提起をいただいておりますが、過去におきましてもスリランカ、アゼルバイジャン、ウズベキスタン、アフガニスタン、バングラデシュ、タイ等々、多くの事業で議論されてきております。

次、生態系には希少種とそうでない普通種が存在するが、普通種も含め生態系全体へ及ぼす影響についてどのように環境社会配慮の際に考慮すべきか。こちらとあと上の環境社会面の費用・便益につきまして、いずれも個別対応可能なものについては対応してきたと私は認識しておりますが、カンボジアの国道5号線改修事業、その他多数でこういった生態系についても、いろいろ先生方に議論いただいたというふうに認識しております。今回は特別に米田委員からも本件、指摘いただきました。

最後、マスタープラン、F/S調査等において上位計画や計画の上流部分を策定する際に、環境社会配慮をどのように行っているのか。特に戦略的な環境アセスメントについての問題提起を、二宮委員から今回いただいております。複数の案件について議論されたというふうに私も認識しておりますが、すみません、この欄についてはまだ整理が追いついておりませんので、委員からの主な意見としてこの欄には、二宮委員の議論を転記させていただきます。

以上、簡単な紹介でございました。冒頭申し上げたように、これはあくまでもこれで何かを決めようという性質の紙ではございません。今日確認していただいて漏れがないとか、ほかにこういったものがあつたのではないとか、そういったものも含めましてご指摘いただいた上で、さらに今後の実際の運用見直しの個別のワーキンググループでの議論の際には、もう少し深い整理をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○村山委員長 よろしいでしょうか。ありがとうございました。

冒頭にもありましたように、今日の目的は論点の洗い出しということですので、整理をしていただいた表の中で、これまで出していただいた論点が含まれているかどうか、もし漏れているものがあればぜひお出しいただきたいということが、一番大きな目的だと思います。既に個別にコメントを出していただいた委員の方々の中で、もし追加で何かご意見、補足があればぜひ出していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

石田委員。

○石田委員 横書きで大きな文字で書かれていて別にホチキスどめされているここに、私のコメントも入っているんですが、私を含めた5人のコメントというのは、今ご説明いただいたA3の大きな紙のほうには、まとめて意見としては入れていないという理解でいいのでしょうか。それだけ確認させてください。入っていたり入っていなかったりするような気がするんですけども。

○長瀬 不可分一体の議論に関してというところ、あとその下の参加について、すみません、今、石田委員からの紙をベースに話しております。そちらについて、あと生態系、国立公園の議論という形で論点を提示いただいたと認識しております。不可分一体の議論に関しても、全て一言一句このいただいたものをこちらには反映してはございませんが、こういった論点があるということは我々も認識しておりますし、社会的弱者の参加ということにつきましては、先ほど個別にご説明申し上げたとおりです。生態系、国立公園につきましても、先ほどご説明したとおりにアヤゴ等々の事業で議論になっておりますので、そちらのほうも論点として取り上げたいと思っております。

○石田委員 ほかの4名の方のやつも、大きな表のほうに含まれているということですか。

○長瀬 はい、それぞれ入れさせていただいております。

○石田委員 はい、わかりました。ありがとうございます。

○村山委員長 作本副委員長からいただいている助言委員会の運用に関するものは、まだ十分反映されていないという理解でよろしいですか。

○長瀬 すみません、あくまでもこのA3横の紙の趣旨ですが、運用面の見直しの論点案という形でございます。確か前回委員長からも、助言委員会自体の運営について別立てというふうな問題意識をいただいていたかと思しますので、それはそちらのほうで別途しかるべきタイミングで議論させていただければというふうに思っております。

○村山委員長 わかりました。

では、日比委員、どうぞ。

○日比委員 個別の論点の話で、まず気づいた点で、横の表の1枚目の一番下の気候変動のところで、気候変動による影響は環境社会配慮上どのように確認するかという論点を書いただいているんですけれども、備考の事務局説明のほうでは、温室効果ガスの測定についてもちょっと言及があって、あと委員からの主な意見の中でも温室効果、排出量に関するところもあるんですけれども、論点自体は気候変動があった場合にどういう影響があるかということで、事業自体が気候変動にどういう影響を与えるかというところは含まれていません。その点もこれまでいろいろな案件の中で、CO₂あるいはGHGの測定とその評価の仕方というのが、必ずしも適切ではないケースが多く見受けられたかなというふうに思っておりますので、気候変動に関するところは、その事業自体が気候変動に与える影響というのも含めたものというふうにしていただけるとよろしいかなと思います。

○村山委員長 今の点は、委員からの意見の中に含めていただくという形でよろしいですか。

ほかの点はいかがでしょうか。今日は本当にいろいろ論点が網羅されているかどうかを確認する段階ですので、何かお気づきの点があればプラスで。

○田中副委員長 この後中座しますので、申し上げます。

2点ばかり考えております。1つは、発電所案件の際に電磁波の扱いが項目として出たかと思えます。このように、恐らくまだ環境影響そのものが確定的になっているわけではないけれども、懸念される項目があるので、そうした扱いをガイドラインの中で扱えるような、広げていけるような仕組みも考えておいたほうがいいのかと、これが1つです。

2つ目は、将来の影響評価に際してベースラインをどうとるか、影響がないとかあるとか言うとき、問題になります。特に交通系の開発事業で、何もしないと交通量がどんどん増えていく、そういう状況に対して例えば道路事業を行うことで渋滞が解消される、従ってプラスの効果がある。こういう評価がよく行われますが、しかし、道

路を整備することで逆に交通量を喚起して、総量としては交通量が地域全体で見ると増えていく。こういう影響がありますね。ですから、その場合に基本となるベースラインをどのように設定するかと、これはいつも議論になるところだと思います。あまりこれも決着がされていないと思いますので、論点として、残しておいたらいかがでしょうか、この2点です。

○長瀬 ありがとうございます。田中副委員長、あと日比委員もありがとうございます。

ぜひ我々も過去の議論を洗ってみたいと思いますので、具体的にどのプロジェクトのときにそういった議論がなされたかというのを、覚えている範囲で情報として寄せていただければ私どもも助かりますので、よろしくお願いいたします。田中副委員長は帰られてしまいましたけれども。

○村山委員長 では、ほかの点はいかがでしょう。

石田委員、どうぞ。

○石田委員 不可分一体に加えてJICAのガイドラインの文章では、不可分一体及び派生的・二次的・累積的ということが、ガイドラインに確か書いてあったというふうに記憶しています。ここでは不可分一体のみをA3の横の2番目の項目として取り上げているんですが、それはそれで大切なことだと思います。事業体としては不可分一体というところから出発するのは経営としては当然だと思いますが、人々の側から見た場合に、不可分一体でなくても派生的・二次的、例えば上流、下流、生態系で言えば、上にダムをつくったら下もちゃんと見てくださいよというコメントもありましたし、要するにつながっているというところをもう少し議論するというか、論点として入れていただきたい。

不可分一体って何かがっちり固まったものになってしまって、例えば発電所であれば送電線と燃料とそれから発電所というふうに、要するにエンジニアリングでつながっている部分だけということ、恐らく強く意識されているんじゃないかというふうに読み取れなくもないんです。そう読み取っていますけれども、そうではなくて、よくお話に出る例えば火力発電をする場合に石炭を、その国にない場合は海外から輸入するケースが、東南アジアの場合結構あったと思います。そういう案件も。

その場合、そちらで露天掘りをした場合の影響とかも、それは派生的・二次的な影響だし、カンボジアとベトナムでかなり港をつくったり工業団地を整備しました。そのことによって経済網を広げるわけです。そうすると物流の移動があるし、港ごとの物流が将来変わってくるわけであって、カンボジアの物流が変わることとベトナムの物流が変わることを意識したマスターマスタープランのようなものをJICAのほうで提示されて、その上で今回はたまたまカンボジアをやっていると、ただ、議論するときにはやっぱり、今でも覚えていますけれども、そういうときに私がベトナムの部分もちゃんと議論してくださいと言ったら、かなり調査側から、それは関係ないというこ

とで強い反発を受けた記憶もあります。

そういう議論も可能ですが、JICAが目指しているところはそのじゃないと思うんです。より広く影響を受けるところは、やっぱりかなり広くカバーしようというそういう先進的な試みをしているので、ちょっとうまく表現できないんで、産業界がうまく推進しつつ、調和をとってうまく推進しつつというよりも、開発の観点から見て人々の暮らしに影響を与えないかどうかという観点から見ると、やはり派生的・二次的・累積的という項目も不可分一体に加えて、2番目と3番目あたりに1つ入れていただけないかなというふうに思います。

以上です。

○長瀬 ご指摘いただきありがとうございます。

実際にこの紙、今お示ししているA3のペーパーですが、論点をこの順で議論するというものではございません。こういった順番で議論するかは、また山邊が申したとおり次回あたりに決めさせていただきたいと思います。派生的・二次的な影響、累積的影響につきましては、同じ1枚目の下から2つ目のところに項目としては挙げさせていただいております。委員からの主な意見というところではまだ記述が不十分なところがあるかもしれませんが、実際のワーキンググループ等では取り上げさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○村山委員長 よろしいでしょうか。

今日のこのA3の表の並びは何か意味があるのでしょうか。それともランダムに並んでいるという理解でよろしいですか。ガイドラインの順番にしたほうがいいのかという気もしますが。

○長瀬 そこは若干お恥ずかしい説明になりますけれども、もともとはガイドラインの該当箇所の順番にしておいたものです。それでちょっと作業仕掛け品という形でご容赦いただければと思いますが、そういった形で少し順番がめちゃくちゃになってきているというところがございます。申しわけございません。

○村山委員長 わかりました。

ほかに。

佐藤委員、どうぞ。

○佐藤委員 長谷川委員からの資料があるかと思うんですが、環境社会的費用・便益の調査に当たって求められる専門性、能力等の具体的な資格要件というところがあるんですが、環境経済的な専門家というのを入れていくということも重要である一方で、もう一点考える必要があるのかなというのは、いろいろなインフラをセッティングする中での生産、そして供用していくプロセスの中で、ある程度ライフサイクルの評価をできるようなそういうような専門家というのを、入れていくのも重要なのかなと、そういうものが結果的に環境社会的費用・便益の専門の考察をする際に、いろいろな示唆を与えてくださると思いますので、ぜひともそういう意味で、ライフ

サイクルアセスメントをひとつ見られるような方を組み込むことによって、環境社会的費用・便益というものの質を評価していくために機能させていくというのも、いいかなと思います。

私からは以上です。

○村山委員長 では、今の点は表の中に加えていただくということでお願いいたします。

ほかはいかが。

二宮委員、どうぞ。

○二宮委員 参考までになんですけれども、先ほど田中先生がおっしゃった交通需要予測に関連する話で長瀬課長が、関連する議論がどこであったかという話でしたけれども、およそ道路インフラ整備に関連するような案件では、ほぼ必ず何らかの形でその話は出てきていると思います。議論の濃淡といいますか、ボリュームの違いはありますけれども、必ず何らかの言及はあって。カンボジアの国道5号などもかなりいろいろな区間でやりましたけれども、必ずそういう話を投げかけていますし、それからインドネシアのジャカルタの都市の交通改善みたいな話も幾つかあったと思います。ですのでそこら辺で拾い上げていただければ比較的確見のつかりやすいかなと思います。

○村山委員長 具体的なケースとして今のようなものがあるということですね。

ほかはいかがでしょう。

平山委員、どうぞ。

○平山委員 ずっと議論してきて思うことの一つは、環境影響評価をするというときの基礎になるのは調査データだと思うのですが、その調査データに関する信頼性、それから先ほども議論でモニタリングというポイントが出てまいりましたけれども、モニタリングで得られるデータの信頼性ということの検討というのは、そんなに行われてきていないように私は感じておりまして、先ほどライフサイクルアセスメントの専門家をということがございましたけれども、そういう意味では、このような調査データの信頼性に関する専門家というのがいればですけれども、そのような観点も、ガイドラインの運用という点から入れてみるべきではないかという気がいたします。

○村山委員長 調査データの信頼性ということですね。

それでは、今の点はガイドラインのどこの箇所ということにはなりにくいかもしれませんが、項目としてはぜひ加えていただきたいと思います。

では、ほか。

石田委員。

○石田委員 手短に。

何人かの委員も恐らく私と同じ経験をしていると思うんですが、その経験というのは、スリランカの案件とウガンダの案件、両方ワーキングを担当された方もこの中にいらっしゃると思うんです。または自然環境に非常に強く興味を持っておられる専門

家の方も、それから自然環境保全についてどうかかわっていくかというプロセスそのものに興味を持っておられる専門家も、この中にはいらっしゃると思うんです。

何が言いたいかというと、著しい劣化を伴うところだとか国立公園だとかということころは、ガイドラインの細則で書かれているんですが、このガイドラインは結論からいうと、このガイドライン細則をそのままにしておいて、これは本当に短いんです。3行か4行、場合によっては1行か2行なんです。大いなる解釈が。非常にこれを軽く見るとは言いませんけれども、字面どおり解釈するのか、もう少し深読みして自然系をもっと大事にしなければいけないというふうに見るのかで、やっぱり出てくるアウトプットは全然違うんです。

ですので運用を議論する段階ではありますけれども、重要な細則に関しては、もう少し細則の細則、すみません、法律用語って全く知らないのので何て言っているかわからないんですが、細則を付記するような何か詳細説明みたいなのを付け加えることも、検討するべきではないんでしょうかという意見です。

以上です。

○村山委員長 今の点は、今後の議論の進み具合にもよると思うんですが、基本的に今回は、ガイドラインそのものは手をつけずに運用に関する見直しをするということになっています。ただ、ガイドラインそのものの改定も排除はしないという前提はありますので、もし本当に必要であれば改定という話もありますけれども、そこまでいなくても、運用見直しということで対応できるものはしようということだと思います。

それで、今、石田委員がおっしゃったような、別紙にさらにもう一つ何かを追加すると、それはガイドラインではないけれども、それを説明する文書としてあってもいいような気がします。ただ、それをガイドラインと呼んでしまうと、それは改定になってしまうので、別途、手続を進める必要が出てきます。先に事務局のほうから。

○長瀬 ご意見いただきありがとうございます。

一応私もこの紙で一番左端の論点というふうに書かせていただいたものは、まだ不十分ではあるかもしれませんが、例えば最終的にFAQをホームページにアップしてございますが、こういったものを充実させるに当たって、例えばそのときどういった問い立てになるかなということを、少し想像しながらつくってみたものです。

なので、石田委員のご提言に直接答えた形にはならないかもしれませんが、そういうFAQなんかを少し充実化させてガイドラインの運用のところを少し深掘りしていく、あと今までも全体会で、何度か各プロジェクトのタイミングでこれについてはこう、このテーマについてはこういうふうに扱っていきたいと思いますという形で、整理のペーパーを出させていただいたこともあるかと思いますので、そういった形もすることは可能なのかなというふうに思っております。いずれにせよ、これからどういうふうな運用面の見直しを検討していくかという中で考えていきたいと思いま

す。

○松下委員 私もほぼ同じことを考えていまして、石田委員から提起があった問題は、ガイドラインの中の規定をより詳しく書き加えるという提案だったわけですが、今回の検討結果というのは、今、長瀬課長が言われたように、形としては1つは例えばFAQを少し書き加えるとか、あるいは検討結果自体をどういう形でまとめてどういうふうに公表するか、まだ具体的な議論をしていないわけですけども、何か文書にするか、あるいは具体的な細則といいますか、ガイドラインの下に位置づけられる説明文書的なものをつくるかどうかとか、そういったことを今から少し考えて議論したほうがいいんじゃないかと、そういうふうに思いました。

○村山委員長 今後の議論になりますが、今回のこの検討結果をどういうふうな形でアウトプットとして出していくかということですね。それも念頭に置きながら議論を進めたいと思います。

それでは、ほかはいかがでしょうか。

岡山委員。

○岡山委員 すみません、前回出ていないので、ちょっとよくわかっていなくて申しわけないんですが、しかもこれは反映されていないところだと思うんですが、裏側のbのところ、字句の曖昧さと解釈方法というところの不可分一体事業については、こちらの論点集にも入っていますが、論点案の1枚目の一番下の、先ほども出ましたCO₂がというか、気候変動の影響に関して、ここでも作本先生のところに書いてあるようにCO₂、温暖化問題への対応と、それからその下のマトリックスを用いての指標化の場合に判断方法の整理というのが、私もずっとこれは気になっていて。どこで入れたらいいかわからなくてずっと悩んでいたんですけども、具体例としては、今日も出ましたコスタリカの地熱発電のことにに関して一番最初のときに私は、確かスコーピングのときでしたか、そのときに気候変動に関する影響に関して、確かA+だったんです。それは、再生可能エネルギーなので、CO₂が出ないという意味では環境に与える影響がないということでCでいいんじゃないですかと言ったら、非常に怒られまして、非常に環境にいい再生可能エネルギーの開発がどんなに頑張ってもCなんですかと言われたことがあったんで、非常に印象深く覚えているんです。

一方で、ほかの火力発電、石炭、ここにも出ていますよね、例えばインドの超臨界石炭圧などでは、それまでの従来の技術よりはやっぱりいいということで、幾ら何でもA+はつけませんけれども、マイナスとしては少ないし、B-とかそんなふうに評価されていることもままあって、ここに書かれているように、何をもって気候変動に関する影響、特に発電のことだけでもいいんですけども、を評価するのか、これは案件ごとに全部絶対評価なので、評価する人たちの気持ち次第で評価されているところを感じるんです。

できれば、これは先ほどもあったように現地の調査でデータが出てきて、そのデー

タに基づいてきれいに成績が出るような気がしますので、判断方法の整理というものができたらいいなと。ガイドラインの見直しには関係ないのかもしれないんですが、運用のときに時々気になったことですので申し上げたいと思います。

○村山委員長 今の点は気候変動にも関係するかもしれませんが、先ほどのベースラインにも関係するかもしれないですね。そのあたり少し次回以降整理をしたいと思います。

では、ほかの点はいかがでしょうか。ある意味横断的に事業の案件を見ているのは実は我々のような気がしますので、そういう意味で少しこれまで関わってこられた案件を眺めて、いろいろと議論ができればいいかなと思いますが、大体よろしいですか。

鋤柄委員、どうぞ。

○鋤柄委員 論点について足りない点ですとかそういうこととは、ちょっとずれるんですけども、スケジュールのほうを拝見しますと、来月には整理の結果ということに、優先順位が大分出てくるというお話なので、あえて誤解を恐れずに申し上げますと、整理の仕方として先ほど課長がおっしゃいましたとおり、並びはこれから考えるというお話だったんですが、これまでの議論をお伺いして、ここで環境社会配慮の対象、幾つかの視点というかレベルがあって、恐らく環境社会配慮の対象となってくるプロジェクトといいますか、それをどう捉えるのかというのが1つ、不可分一体ですとかそういうような論点の固まりがあります。一方で、プロジェクトの影響をどこまで見るのか、これは時間空間的な範囲、あるいはどういう分野への影響、それをどう配慮していく必要があるのかというグループ、あとはその中をどう評価するのかという、その幾つかの論点の性格があって、それが恐らくこの表ではざっと並んでいるので、ちょっとこのまま進めると議論がかみ合わない部分が出るのではないかなというふうに思いますので、今後の整理に当たってその辺も意識していただけるとありがたいなという、これはお願いというか感想です。

○山邊 ありがとうございます。

おっしゃるとおりでございまして、いろいろな性質のものが含まれております。それからあと、今後整理をするに当たって今ご指摘のような点以外にも、例えば今回の運用見直しで対応できそうなものか、それとももう少し大きなものかとか、ほかにも幾つか切り口があるかと思しますので、こういった切り口があるかというのも考えながら整理をして、次回お示しできればというふうに考えてございます。実際その整理をした結果としてお出しして、さらにその中でこういった順番で進めていくかとか、そういうところをご議論いただければと考えてございます。

○長瀬 1点補足ですけれども、こちらの当面のスケジュールにも載っておりますけれども、実はまだ私どものJICA内部でのヒアリングは未了でございます。あと実際にこのガイドラインを運用する主体の途上国側に対するヒアリングなんかも未了でございますので、そういったところからもしかしたらまた別の意見が出てくるかもしれませ

るので、その点はあらかじめご了承いただければと思います。

○村山委員長 では、大体今日はこのあたりでよろしいかと思いますが、6月は2日ということでしたね。あまり時間がありませんが、今のようなお話は可能でしょうか。

○山邊 ご説明をしようと思っていたところなんですけれども、JICA内のヒアリングと途上国の政府のアンケート、こちらは準備が遅れておりますので、恐らく次回はお示しできないかなと考えてございます。2点目と3点目、検討課題の整理結果、これは今回ですね。これをメインにこの1カ月準備をさせていただければと思います。助言委員会の体制のほうにつきましては、前回いただいたコメントも踏まえて次回お示しできればと、なので2点目と3点目、これについて次回ご相談できればと考えてございます。

○村山委員長 優先課題を決めるということのも重要ですけども、先ほど鋤柄委員からもありましたように、何かカテゴリに分けられるような気がします。重要な課題は多分ある程度わかってはいるんですが、それは結構時間がかかる気もするので、早くやれるものからやるという考え方もあるような気がしますし、そういう形でどんな分け方があるかということを出していただけるといいかなと思います。

それでは、今日のところはこのあたりでよろしいでしょうか。

では、運用の見直しについては、ここまでに議論を終わりにしたいと思います。どうもありがとうございました。

では、最後、スケジュールの確認をして終わりにしたいと思います。

○長瀬 次回の全体会合、第48回でございますが、6月2日月曜日、2時半からということをお願いいたします。部屋はこの会場で変更はないです。

あと先ほど5月30日のトルコの可変速揚水発電所の件ですけども、通常ワーキンググループは2時から開始ですけども、この5月30日のだけは2時半からという形になりますので、ご担当いただく委員の方におかれましてはよろしくお願いいたします。時間が30分後ろにずれておりますのでよろしくお願いいたします。

以上です。

○村山委員長 では、よろしいでしょうか。

それでは、今日の会合はこれで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

午後4時41分閉会